

福生

市のお知らせ

発行 福生市 編集 企画財政課広報広聴係 51-1511 内線214~5

市都民税の

申告はお早めに

3月15日まで

市・都民税の申告受付は、二月十六日から三月十五日までです。昭和五十四年中に所得のあった方は忘れずに申告してください。期限近くになりますと、大変混み合うため、長い時間お待ちできなかったり、落ち着いた相談ができなかったりします。申告はなるべくお早めにしてください。

一月一日現在、福生市にお住いで次の条件に該当する方です。一、商、工、農業を営んでいる方や地代家賃、配当などの所得のあった方(所得の多少にかかわらず申告してください)。二、給与所得者で勤務先から給与支払報告書が提出されない方。三、給与所得者で、二か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方。四、家事手伝いなどで、給与所得について源泉徴収を受けなかった方。

市・都民税の申告をしなければならぬ方

今年、市・都民税の申告をしなければならぬ方は、昭和五十五年一月一日現在福生市の住民基本台帳に記載されている方、または京都市に準じます。ただし、建設業の方は、経営事項審査申請書(東京都の受付印のあるもの)の写しを添付してください。

なお、申し込みについては、保健所の食品衛生監視票の点数が八十点以上であること(青果業は除く)、また、迅速な物資運搬体制にある業者に限り、学校給食課へ。51-1344

下水道受益者負担金

申告期限は 2月20日です

昭和五十五年度に下水道事業受益者負担金が賦課される地区で土地をお持ちの方に、二月初旬に所有地調査表をお送りします。申告期限は二月二十日になっておきますので、それまでに必ず申告してください。

2月22日まで

指名参加願

追加受付

昭和五十五年度中に福生市が発注する工事の請負、設計などの委託、物品の購入などの指名競争、入札に参加されたい方で、昨年(昭和五十四年二月)指名参加願を提出されなかった方は、次の方法で指名競争入札参加願を提出してください。

申請期間 二月十八日~二十二日
申請場所 市役所管財課契約係窓
口(二階)
申請方法 一、申請の様式は、東

国民健康保険

保険料制度から

保険税制度に変わります

昭和五十五年度より国民健康保険料制度から国民健康保険税制度に変わります。

近年の医療技術水準などの向上により、医療費は年々増大の傾向にあり、国民健康保険事業の運営は非常に苦しい状況になってきています。その反面、国民健康保険財政の歳入の根幹である保険料については、年々未納額も増加しています。

このため、未納保険料の徴収確保を図るため、昭和五十五年より国民健康保険税制度に改正いたします。

申告書の送付

市・都民税の申告書と所得税の確定申告書は、二月五日頃までに個人あてにお送りします。届かない方は、市・都民税の申告書については市役所税務課市市民税係(51-1511内線223・4)へ。確定申告書については青梅税務署(50428122-13185)へお問い合わせください。

市・都民税、事業税

所得税の共同説明会

所得、事業、市・都民税の申告書の説明会を行います。ご利用ください。
日時 二月五日(火)
午後一時三十分~四時
会場 福生市商工会館三階

所得税確定申告

出張受付

青梅税務署から出張して受け付けます。ご利用ください。
日時 二月二十八日(木)午前九時三十分~午後二時三十分
会場 福生市商工会館三階

福祉会館クラブ

- わかぎりクラブ(四小区域) 52-17421
わかたけクラブ(五小区域) 52-10445
かめの子クラブ(六小区域) 52-10446
でんえんクラブ(七小区域) 53-3756

学童保育所

新入児童

小学校一年から三年までの児童で、放課後帰宅しても保護者の労働または病気などの理由により、適切な監護を受けられない児童が対象です。ただし、心身に著しく障害のある児童は除きます。すでに入所している児童も申請してください。

学童保育所

- 扶桑クラブ(一小区域) 52-6732
タンポポクラブ(二小区域) 52-10717

育英資金

高等学校や高等専門学校に在学、進学者に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。
一、一年以上引き続き市内に住所を有する者(同一世帯にある子女であること)。
二、経済的な理由により、修学が困難であること。
三、成績が良好で心身が健全であること。
四、同種の奨学金を他から支給、または貸し付けされていないこと。
五、在学する学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。
六、世帯主が市税を滞納していないこと。

2月の無料相談

- 法律相談 二月十三日(水)・二十日(水)・二十七日(水)
予約制先着八人。相談日の六日前から電話で受け付けます。
午後一時~四時
行政相談 二月六日(水)
午後一時~四時
交通事故相談 二月二十一日(木)
午後一時~四時
パトタイム相談 毎週火曜日
午後一時~四時
少年相談 二月八日(金)・二十二日(金)
午前九時~午後五時
予約制当日、四時までに(51-1511内線217)へ。
相談日以外は、警視庁立川少年センター(50425122-6938)へ。

2月の母子衛生行事

- 三か月検診 二月十九日(火)
該当児 昭和五十四年十一月生まれの子
六か月検診 二月十二日(火)
該当児 昭和五十四年八月生まれの子
九か月検診 二月十五日(金)
該当児 昭和五十四年五月生まれの子
三歳児検診 二月五日(火)
該当児 昭和五十二年一月生まれの子
受付時間 いずれの検診も午後一時三十分~二時三十分
会場 三か月と三歳児は福生保健所 六・九か月は健康センター
お問い合わせ いずれも福生保健所(51-0811)か健康センター(52-10099)へ。
各検診とも母子手帳をお忘れなく。六・九か月は受診券も必要です。

育英資金

高等学校や高等専門学校に在学、進学者に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。
一、一年以上引き続き市内に住所を有する者(同一世帯にある子女であること)。
二、経済的な理由により、修学が困難であること。
三、成績が良好で心身が健全であること。
四、同種の奨学金を他から支給、または貸し付けされていないこと。
五、在学する学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。
六、世帯主が市税を滞納していないこと。

2月の母子衛生行事

- 三か月検診 二月十九日(火)
該当児 昭和五十四年十一月生まれの子
六か月検診 二月十二日(火)
該当児 昭和五十四年八月生まれの子
九か月検診 二月十五日(金)
該当児 昭和五十四年五月生まれの子
三歳児検診 二月五日(火)
該当児 昭和五十二年一月生まれの子
受付時間 いずれの検診も午後一時三十分~二時三十分
会場 三か月と三歳児は福生保健所 六・九か月は健康センター
お問い合わせ いずれも福生保健所(51-0811)か健康センター(52-10099)へ。
各検診とも母子手帳をお忘れなく。六・九か月は受診券も必要です。

募集します

『子どもの生活と親の役割』

子どもらしさがなくなるとか、無気力の子どもが増えたと言われている。子どもたちをつむ諸問題を知り、親として大人としての対応の仕方考えます。そして生き生きとした子どもたちを身近に見るために、子どもたちの自主的活動の援助の仕方など、子ども会実践者の話しも聞けます。

金曜日 全十回 会場 松林会館 講師 柴田繁氏(陶芸家) 対象 市内在住・在勤で二十五歳未満の青年男女 定員 先着二十人 費用 実費(千五百円程度) 申込先 二月一日から松林会館へ。 52-13624

緑化ポスター

市では緑化運動の一環として、一般市民を対象に次のとおり緑化ポスターを募集します。ふるってご応募ください。

日時 二月二十二日(金)午前10時~正午 以後毎週金曜日 全五回 場所 公民館 定員 先着三十名 講師 比嘉祐典氏(東洋大学助教授) 木全力夫氏(創価大学講師)他 申込先 二月一日から公民館へ。 52-11711 ※保育は先着十五名まで。

若い人たちのための陶芸教室

土練り、形づくり、色つけ、窯焼き……。そんな中で、仲間づくりをしながら、自分たちの持っているフレッシュなイメージを陶芸作品にぶつけてみませんか。

日時 二月八日(金)午後七時~九時三十分 以後原則として毎週

商店コンクール

二月二十一日(木)に五十四年度の商店コンクールが行われます。

このコンクールは、店舗の経営管理、店格を中心に審査し、商店の近代化や販売の促進など、商業意欲の向上を図ることを目的として行われます。

お気軽にご参加ください。参加対象 市内に店舗を有する物品小売業及び飲食店(風俗営業取締法に該当するスナック、バーなどは除く)で従業員が五十人以下の商店。

審査日 二月二十一日(木) 賞典 最優秀賞一店、優秀賞二名他に優良賞、努力賞などが贈られます。

申込先 二月十五日(金)までに

のテーマで実施することになりました。子育て期のお母さん方や、保育の問題に関心のあるお母さんのご参加をお待ちします。テーマ 「幼児の心と体の成長をめぐって」 講師 学者・研究者 日時 二月十八日(月) 午前10時~正午 以後原則として毎週月曜日 申込先 二月一日午前九時から松林会館へ。 52-13624 ※保育を希望される方は十五名まで受け付けます。

初心者

バドミントン教室

日時 二月六日(水)~三月二十日(水) 毎水曜日 午前10時~12時 場所 市民体育館 対象 成人 費用 千円(シャトルコック代) 申込先 二月一日から市民体育館へ。 52-15511 部員募集

福生リトル・シニア

募集期間 二月二十日~二月二十九日 対象 リトル(小学二年~六年生男子)、シニア(小学六年~中学一年生までの男子) ※小学五~六年生はテストが有ります。連絡先 福生リトル・シニアリーグ野球協会事務局(村木栄治)へ。 52-13884

ボーイスカウト

新入隊員募集

ボーイスカウト福生第一団では昭和五十五年度の新入隊員(カブ)を募集します。募集対象 現在小学二学生 募集人員 若干名 申込先 二月一日から十日までに福生市ボーイスカウト第一団・天田文雄(福生市本町二)へ。 51-1571

子供スキー教室

日程 三月二十七日(木)~三十日(日) ※二十七日は夜行で午後七時市役所集合、八時出発 場所 長野県木島平スキー場 対象 小学四~六年生(中学生は受け付けません) 費用 二万三千円(バス・宿泊・保険・昼食・リフト代を含む) 定員 先着六十人

申込日 二月十七日(日) 午後一時から直接市民体育館へ。申込みは、なるべく保護者の方に来て下さい。お子さんの場合は、印かんを持たせてください。主催 福生市スキー連盟 ※ スキー用具をお持ちでない方にはお貸しします。料金は三日で四千元。申込時にくつのサイズと身長を書いてください。

産休・育休期間中の補助教員の募集

公立学校(高・中・小・幼・盲養護学校)の教員が、産休・育休をとった時に勤務する臨時任用教員を募集します。応募対象と資格 (一)教諭 国、公立学校の正式任用教員としての経験を一年以上有し、昭和五十五年四月一日現在、満六十五歳未満の方。(二)養護教諭 養護教諭普通免許状を有し、六十五歳未満の方。寮母 (三)教諭普通免許状または、寮母資格を有し、四十歳未満の方。(四)事務 公立学校事務職員として一定の勤務実績を有し、六十歳未満の方。(五)栄養士 栄養士の免許状、経験、勤務実績を有し、六十歳未満の方。(六)司書 司書資格及び公立図書館で三年以上の勤務実績を有し、六十歳未満の方。願書受付期間 二月五日(火)から九日(土)まで及び、三・六・九・十二月の一日~五日まで(日曜、祝日は除く) 午前10時~午後四時(土曜日は正午まで) 受付場所 東京都教育庁人事部検定課、または多摩教育事務所へ。

不用品交換

「ゆずります」
●ガステーブル(都市ガス用)
●二段ベッド ●プラザミシン
●応接セット ●食堂セット
▲ゆずってください▼
●ペーパーギニー ●乳母車
●スチール物置(0.5坪・1.5坪)
くわしいことは、経済課商工係(51-1511内線272)へ。

国民年金だより

特例納付できるのは六月まで

納め忘れた古いかけ金や、加入しなければならなかった期間のかけ金を特例納付したい方、六月で納められる期間が終了します。対象者には、すでに通知がいておられますが、これからも連絡が行くと思われています。最後のチャンスといわれています。この機会を逃すと、将来年金が受けられません。もう一度、ご自分の年金が受けられるかどうか、また特例納付の準備をしている方も大丈夫かどうか確認してください。

付加年金でより多い金を

将来、より多い年金をもらいたいという方のために、付加年金制度があります。かけ金は、普通の年金かけ金の月額に、四百円上積みしてかけていただきます。付加年金に入ると、十五年間納めた方ですと、普通に通じる年金額に月額五千円が加算されます。ご希望の方は、納入通知書と印かんをお持ちになって直接年金係へおいでください。

2月のカレンダー table with columns: 日, 曜, 行事・こよみ, 水道工事表